

○九州地方整備局告示第99号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年5月17日

九州地方整備局長 吉崎 収

第1 起業者の名称 鹿児島県

第2 事業の種類 一般国道226号改築工事（笠沙道路・鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字當崎地内から同市笠沙町片浦字小崎浜ノ平地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字當崎、字番所、字市崎山、字高崎大崩、字高崎大崩ノ下、字下米山、字米山、字勘場平、字中野、字小崎浜ノ平地内
- 2 使用の部分 鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字勘場平、字中野、字鳥ノ口平、字椀ノ木上壇、字浦切松及び字小崎浜ノ平地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字白河原地内から同市笠沙町片浦字迫椀デラ地内までの延長2,240mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道226号改築工事（笠沙道路・鹿児島県南さつま市笠沙町片浦字當崎地内から同市笠沙町片浦字小崎浜ノ平地内まで）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道226号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、鹿児島県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、鹿児島県内に存することから道路法第13

条第1項の規定により鹿児島県が道路管理者となることなどから、起業者である鹿児島県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、鹿児島県南さつま市加世田本町地内の一般国道270号との接続点を起点とし、枕崎市、南九州市及び指宿市を經由して鹿児島市城山町地内の一般国道10号との接続点を終点とする延長156.0kmの幹線道路である。

本路線のうち、鹿児島県南さつま市加世田本町地内から同市笠沙町野間池地内における本路線延長約27kmは、薩摩半島の西側の海岸沿いを走る唯一の幹線道路となっており、沿線地域住民の経済活動、通勤、通学の日常生活道路に貢献しており、緊急輸送道路（2次ネットワーク）の役割も担っている。

当該路線沿いには野間池漁港及び片浦漁港が存在していることから水産物の輸送道路としても重要な役割をもっている。

また、県立自然公園条例に基づき、坊野間県立自然公園に指定された景勝地や観光地が存在していることから、そのアクセス道路にもなっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下、「現道」という。）は、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

当該現道は、海岸沿いの急峻な地形を通過していることから、車道部の最小幅員が2.6mであり、約8割の区間の車道幅員が6.0mに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が100m未満の線形不良箇所が41箇所存在していることから車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。

また、現道沿いには、集落が存在しているが歩道が設置されていないことから、歩行者等の安全な通行も確保されていない状況となっている。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、自然災害による通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、歩行者等の安全な通行の確保にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音について既存文献等を基に検討したところ、いずれの項目についても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意で希少な動植物について、生息・生育するかを既存文献等で確認したところ、本件区間内には、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物の生息・生育は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措

置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を現道活用及びトンネル方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するに当たっては、本件区間において、現道活用及びトンネル案（申請案）、現道活用及び橋梁案、トンネル案、トンネル及び橋梁案について検討が行われている。現道活用及びトンネル案は他の3案と比較すると、土地利用に与える影響は大きい、自然環境に与える影響は小さく、工事の施工難易度も低く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在していること、自然災害により通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の市長からなる南薩地区総合開発期成会及び南さつま市から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県南さつま市役所